平成２４年（再イ）第２９号
熊本県合志市須屋766番地
再生債務者　石坂　晴次
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月８日まで
平成25年１月11日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第２２４号
千葉市緑区あすみが丘７丁目８番地10、認可決定時の住所千葉市美浜区新港４番地14　アクアウイング353―1019号
再生債務者　米谷　　清
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年11月18日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成25年１月10日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１７号
千葉市緑区中西町184番地の10
再生債務者　下坂　　修
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月12日から平成25年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１４号
宮城県塩竈市松陽台２丁目９番８号
再生債務者　相沢　俊彦
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月６日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月20日から平成25年３月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第３号
宮崎県西都市大字下三財5981番地32
再生債務者　菊池　浩吉
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月22日から平成25年３月４日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第３号
広島県呉市阿賀北９丁目８番９―410号
再生債務者　東　希実子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月18日から平成25年３月４日まで
広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第６号
佐賀県佐賀市神野西３丁目２番28号
再生債務者　池田　益規
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月29日まで
平成25年１月８日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第３号
秋田県大館市比内町独鈷字日詰村上53番地
再生債務者　多賀谷　忍
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月31日まで
平成25年１月10日　秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（再ロ）第２４号
札幌市東区北27条東17丁目３番20―102号
再生債務者　鎌田　　舞
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月８日まで
平成25年１月11日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第６１号
大阪市西成区玉出中１丁目15番26号
再生債務者　柴谷　吉昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月８日まで
平成25年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第５号
熊本県菊池郡大津町大字外牧72番地１
再生債務者　平野　光雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月８日まで
平成25年１月11日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第４号
石川県小松市矢崎町甲57番地　ジャンティＢ203号
再生債務者　杉本　　満
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再ロ）第２号
三重県志摩市阿児町神明150番地８
再生債務者　谷口　澄代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２４年（再ロ）第９号
宮城県名取市手倉田字八幡605番地Ｄ’レスティア名取駅前Ⅱ202号
再生債務者　垣内　友洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
仙台地方裁判所第４民事部

都市計画事業公告

機構公告第 34 号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。
平成 25 年１月 22 日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　石川　裕己
1　都市計画事業の種類及び名称　横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第７号相鉄・東急直通線
2　施行者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
3　事務所の所在地　神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１
4　事業地の所在　神奈川県横浜市神奈川区羽沢町字長谷、字聖天、字天屋及び字大道、三枚町字上天屋、字向原、字向天屋、字天屋､字矢崎、字帷子坂、字八反町及び字西ノ脇並びに菅田町字川向、字根廻及び字富士下地内
同県同市港北区鳥山町字砂田及び字向判下、岸根町字砂田、新横浜一丁目、新横浜二丁目、新横浜三丁目、大豆戸町字道念前、字堤根、字塚田及び字下土浮、菊名七丁目､大倉山一丁目、大倉山三丁目、大曽根一丁目、樽町二丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東四丁目、綱島西六丁目、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目並びに日吉本町一丁目地内

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 25 年１月 22 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（国語）
昭56中一第19965号
⑵　高等学校教諭一種免許状（国語）
昭56高一第21218号